

旧緊急時避難準備区域（川内村）から避難したが、避難生活によるストレスにより不眠、抑うつ症状となるなど心因性精神障害となり、また、パーキンソン病に罹患した申立人について、申立人の病状やかかる病状を前提とした医療環境を含め、事故前居住地の環境全般その他の事情を総合考慮し、平成27年11月分まで、日常生活阻害慰謝料及び避難先賃料が賠償されたほか、生命身体的損害（通院の際の付添看護費用）が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金8,182,805円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人

が署名（記名）押印の上，申立人及び被申立人が各 1 通を保有するものとする。
また，被申立人は，本和解契約書の写し 1 通を，原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和元年 10 月 21 日

（仲介委員 野崎 薫子）

(別紙)

損害項目		期間	和解金額
精神的損害	日常生活阻害慰謝料	平成 24 年 9 月 1 日 ～平成 27 年 11 月 25 日	3,900,000
避難費用	避難先賃料	平成 23 年 5 月 1 日 ～平成 27 年 11 月 25 日	3,860,000
生命・身体的損害	付添看護費用	平成 23 年 5 月 10 日 ～平成 27 年 11 月 18 日	184,470
本件和解仲介に関する弁護士費用			238,335
合計			8,182,805